

上場会社監査事務所登録制度の措置に関する細則

制 定 平成19年3月1日

(総則)

第1条 この細則は、上場会社監査事務所登録規則第12条に基づき、登録監査事務所に対して措置を講じる場合の判断基準を定める。

(措置の判断基準)

第2条 会則第131条第4項に基づく品質管理委員会(以下「委員会」という。)の審査及び品質管理審議会の審議においては、次の各号を基準として措置を講じることを検討する。

一 登録監査事務所が、正当な理由がなく品質管理レビューを拒否し、又は品質管理レビューの実施に協力しなかった場合

会則第131条第3項第四号の措置を講じること

二 品質管理レビュー報告書に否定的結論が付されている場合

イ 会則第131条第3項第三号の措置を講じること。

ロ イの登録監査事務所について、委員会が品質管理委員会規則第5条又は第7条に基づく改善措置の状況の確認(以下「フォローアップ・レビュー」という。)を実施した結果、改善措置が十分に講じられていないことが確認された事務所については、会則第131条第3項第四号の措置を講じること。

三 品質管理レビュー報告書に限定事項付き結論が表明されている場合

イ 限定事項として記載された事項が、会則第123条第3項に基づき会長に報告される事項に該当しないとき

(イ) 委員会がフォローアップ・レビューを実施した結果、改善措置が十分に講じられていないことが確認され、再度の改善勧告が行われた登録監査事務所については、会則第131条第3項第三号の措置を講じること。

(ロ) (イ)の再度の改善勧告について、委員会がフォローアップ・レビューを実施した結果、改善措置が十分に講じられていないことが確認された登録監査事務所については、会則第131条第3項第四号の措置を講じること。

ロ 限定事項として記載された事項が、会則第123条第3項に基づき会長に報告される事項に該当するときは、会則第131条第3項第三号の措置を講じること。

ハ ロの登録監査事務所について、委員会がフォローアップ・レビューを実施した結果、改善措置が十分に講じられていないことが確認された事務所については、会則第131条第3項第四号の措置を講じること。

四 改善勧告書に、その他の改善勧告事項が付され、かつ、当該改善勧告事項について改善措置が講じられていない場合

イ 会則第122条に基づく当該改善勧告について、委員会がフォローアップ・レビューを実施した結果、改善措置が十分でないことが確認され、再度の改善勧告が行われた登録監査事務所については、会則第131条第3項第一号又は第二号の措置を講じること。

ロ イの再度の改善勧告について、委員会がフォローアップ・レビューを実施した結果、

改善措置が十分に講じられていないことが確認された登録監査事務所については、会則第131条第3項第三号の措置を講じること。

五 その他会則第130条に定める登録監査事務所の規約に基づき、関係規定を遵守しなかった場合

イ 定期報告及び変更報告の提出期限の遵守義務違反については、会則第131条第3項第一号の措置を講じること。

ロ イの措置にもかかわらず遵守されない場合について、その影響や頻度を踏まえ、会則第131条第3項第二号から第四号までの措置を講じること。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。